

第21回上越市みどりのフェスティバル

# 緑化フリーマーケット 出店者募集

平成31年4月29日（月・祝日）  
高田公園 芝生広場（ソフトボール場跡地）

ご自宅にある花苗などを持ち寄って  
フリーマーケットに参加しませんか？

販売できるものは  
緑化に関するもの

【例】花苗、球根、タネ、  
鉢植え、苗木、植木鉢、  
プランター、野菜苗 など  
卓上観葉植物ポットづくり等の体験販売も可能です。



前回の緑化フリーマーケットの様子

**応募方法** 『住所』、『氏名』、『電話番号』を電話又はFAXなどで、下記までお知らせください。

**応募締切** 平成31年4月25日（木）午後5時まで 先着15名  
※定員に達しない場合、当日9時30分まで受け付けます。

**注意事項** 参加資格、出店にかかる諸条件、準備に関する事など、  
裏面の募集要項をご確認ください。

**問合せ・応募先**

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
上越市みどりのフェスティバル実行委員会 事務局（都市整備課内）  
Tel：025-526-5111（内線1514、1379）  
Fax：025-526-6112  
E-mail：toshiseibi@city.joetsu.lg.jp



《グリッピー》

上越市みどりのフェスティバル  
マスコットキャラクター

# 第21回上越市みどりのフェスティバル 緑化フリーマーケット募集要項

## 1 緑化フリーマーケットの実施概要

---

実施日時：平成31年4月29日(月・祝日) 10時～15時  
会場：高田公園 芝生広場 (ソフトボール場跡地)  
出店区画：1区画あたりおおよそ2m×2m (4㎡) とする。  
出店料：1区画あたり500円とし、当日受付時に集金する。

## 2 募集期間等

---

募集期間：平成31年4月1日(月) から 4月25日(木) 17時まで  
定員：先着15名(ただし、定員に達しない場合は当日の9時30分まで受け付ける)

## 3 応募方法

---

出店希望者は、「住所」、「氏名」、「電話番号」を電話、FAX、Eメール等(任意様式)等により実行委員会事務局まで申し出るものとする。

## 4 出店者資格

---

緑化フリーマーケットの出店資格は以下の条件すべてに合致しなければならない。

- (1) 出店者は緑化フリーマーケット開催当日の時点において、満20歳以上の成人であること
- (2) 出店者は、販売物を生業として販売していない個人であること
- (3) 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に定める宣誓ができること

## 5 出店にかかる諸条件等

---

出店にかかる諸条件は以下のとおりとする。その他主催者の指示に従うこととし、従わない場合は出店を中止する。また、悪質な違反が認められる場合は、今後の出店を受け付けない。

- (1) 準備品等 必要な物品、資機材及び釣銭等は出店者が用意すること
- (2) 販売品

- ・以下の①から③のいずれかに該当するものとする。
  - ①花苗、球根、タネ、鉢植え、苗木、野菜苗など、
  - ②植木鉢、プランターなど、
  - ③その他緑化推進に資すると認められるもの

- ・ただし、以下の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合は販売してはならない。

(イ)飲食物、(ロ)動物等、(ハ)アルコール類・揮発油等危険物を含むもの、(ニ)当日イベント会場で調達した物、(ホ)法令違反・公序良俗に反するもの(盗掘した山野草、大麻・ケシ等)、(ヘ)その他、主催者が教育上好ましくないなど不相当と判断するもの

- (3) 禁止行為

- ・以下の①から⑤の行為はしてはならない。
  - ①火気の使用、②拡声器の使用、③ゴミの投棄、④会場内における飲酒行為、
  - ⑤他の出店者や来場者の迷惑となる行為

- (4) トラブル等について

緑化フリーマーケットにおける売買は、出店者と買い手との間の合意に基づくものであり、販売品に対する苦情等については、実行委員会は一切関与しない。

また、物損又は人身事故、詐欺行為等のトラブルについては、出店者個人の責任のもと解決するものとし、実行委員会は一切の責任を負わない。

## 6 準備、販売時間等

---

- (1) 出店場所 主催者が予め区画を定める。(抽選等により決定する)
- (2) 準備設営 必要な物品や資機材等を搬入は、当日8時以降に行うこと。
- (3) 駐車場所

資機材や物品の搬入搬出等に車を使用する場合や出店中における駐車位置は、あらかじめ指定する場所に駐車することとする。なお、園内への車両の乗り入れは禁止とする。

- (4) 販売時間 10時から15時の間とする。また、16時までに搬出を終えることとする。

## 7 その他

---

- (1) 中止の決定 荒天等が予想される場合、前日10時に決定する。
- (2) 売上の帰属 出店者に帰属する。
- (3) その他 終了時刻(15時)前に販売を終える場合においても出店料の割戻りしや返還には応じない。